

# 今後の印鑑登録システム 標準仕様書の修正点（案）

令和4年5月13日

1. 印鑑登録システム標準仕様書の全体構成（案）
2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

# 1. 印鑑登録システム標準仕様書の全体構成（案）(1/3)

## 第1章 本仕様書について

- 1-1 背景
- 1-2 目的
- 1-3 対象
- 1-4 本仕様書の内容

## 第2章 標準化の対象範囲

### ~~第3章 業務フロー等~~

- ~~1-業務フロー~~
- ~~2-ツリ図~~

別冊化しております

### 第3-4章 機能要件

#### 1 管理項目

- 1.1. 登録データ
  - 1.1.1. 日本人住民データの管理
  - 1.1.2. 外国人住民データの管理
  - ~~1.1.3. 除票~~
  - 1.1.3. 印鑑登録原票の改製
  - 1.1.4. 印鑑登録原票の除票
  - 1.1.54. 空欄
  - 1.1.65. 年月日の管理
  - 1.1.76. 年月日の表示
  - 1.1.87. MEMO機能
  - 1.1.98. 郵便番号
  - 1.1.109. 氏名優先区分
  - 1.2. 異動履歴データ
    - 1.2.1. 異動履歴の管理
    - ~~1.2.2. 異動者~~
    - ~~1.2.3. 異動日・処理日~~
    - 1.2.24. 異動事由

- 1.3. その他の管理項目
  - 1.3.1. 入力場所・入力端末
  - 1.3.2. 印鑑登録番号付番
  - 1.3.3. 和暦・西暦管理
  - 1.3.4. 公印管理
  - 1.3.5. 印鑑登録証データの管理
  - 1.3.6. 交付履歴の管理
  - 1.3.7. 認証者
  - 1.3.8. 開庁日・閉庁日管理

#### 2 検索・照会・操作

- 2.1. 検索
  - 2.1.1. 検索機能
  - 2.1.2. 検索文字入力
  - 2.1.3. 基本検索
- 2.2. 照会
  - 2.2.1. 登録内容照会
  - 2.2.2. 異動履歴照会
  - 2.2.3. 交付履歴照会
- 2.3. 操作
  - 2.3.1. キーボードのみの画面操作

#### 3 抑止設定

- 3.1. 異動・~~発行~~交付・照会抑止
- 3.2. 印鑑登録廃止不受理

#### 4 異動

- 4.0.1. 異動者
- 4.0.2. 異動日・処理日
- 4.0.3. 審査・決裁

## 4.1. 印鑑登録

- 4.1.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示
  - 4.1.1.1. 世帯内印影表示
- 4.1.2. 即時登録
  - 4.1.2.1. 即時登録
  - 4.1.2.2. 印鑑登録原票確認票出力
- 4.1.3. 保証人
  - 4.1.3.1. 保証人確認
  - 4.1.3.2. 交付確認
- 4.1.4. 印鑑照会及び回答
  - 4.1.4.1. 照会中
  - 4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行
  - 4.1.4.3. 照会状況管理
  - 4.1.4.4. 申請者の申請取りやめに伴う照会中の取消し
  - 4.1.4.5. 期限切れによる照会中の取消し
  - 4.1.4.6. 回答登録
- 4.1.5. 印影登録
  - 4.1.5.1. 印影読込
  - 4.1.5.2. 印影登録
- ~~4.6. 印鑑登録原票の改製~~
- ~~4.7. 印鑑登録原票の除票~~
- 4.2. 職権抹消
  - 4.2.1. 職権抹消
  - 4.2.2. 住民記録連動抹消
  - 4.2.3. 抹消通知
- 4.3. 職権修正
  - 4.3.1. 職権修正
  - 4.3.2. 住民記録連動修正
  - 4.3.3. 誤記修正

# 1. 印鑑登録システム標準仕様書の全体構成（案）(2/3)

- 45.4 印鑑登録の廃止
- 45.4~~1~~.1. 廃止の申請
- 45.4~~1~~.1.1. 廃止の申請
- 45.4~~1~~.1.2. 印鑑又は印鑑登録証等の亡失
- 45.4~~1~~.1.3. 印鑑登録原票（除票）確認票出力
- 45.4.2. 電子申請
- 4.5. 異動の取消し

## 6 職権処理

- 6.1. ~~異動の取消し~~
- 6.2. ~~職権抹消~~
- 6.2.1. ~~職権抹消~~
- 6.2.2. ~~住民記録連動抹消~~
- 6.2.3. ~~抹消通知~~
- 6.3. ~~職権修正~~
- 6.3.1. ~~職権修正~~
- 6.3.2. ~~住民記録連動修正~~
- 6.3.3. ~~誤記修正~~

## 57 印鑑登録証

- 57.1. 印鑑登録証
- 57.1.1. 印鑑登録証
- 57.2. 印鑑登録者識別カード
- 57.2.1. 印鑑登録者識別カード
- 57.2.2. 必要事項登録
- 57.2.3. 必要事項削除
- 57.2.4. 登録者暗証番号設定
- 57.2.5. 登録者暗証番号廃止
- 57.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付

- 57.4. 個人番号カードの利用
- 57.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用
- 57.4.2. 個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用
- 57.4.3. 印鑑登録の抹消
- 57.5. 住基カードの利用

## ~~68~~ 印鑑登録証明書

- 68.1. 印鑑登録証明書交付
- 68.1.1. 印鑑登録証明書交付
- 68.1.2. 発行番号
- 68.1.3. 公印・職名の印字
- 68.1.4. 文字溢れ~~対応~~→外字
- 68.1.5. 印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力
- 68.1.6. 個人番号カードを利用した証明書の出力
- 68.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付
- 68.2. 印鑑登録証明書交付一時停止
- 68.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止
- 68.2.2. 印鑑登録証明書交付一時停止解除

## 79 バッチ

- 7.1. ~~バッチ処理~~

## 810 EUC共通

- 8.1. EUC機能ほか
- 8.2. アクセスログ管理
- 8.3. 操作権限管理
- 8.4. 操作権限設定
- 8.5. ヘルプ機能
- 8.6. 印刷

# 1. 印鑑登録システム標準仕様書の全体構成（案）(3/3)

- 911 エラー・アラート項目
- 9.1. エラー・アラート項目
- ~~11.1. エラ表示~~
- ~~11.2. アラート表示~~
  
- ~~12 実行制御~~
- ~~12.1. 審査・決裁~~
- ~~12.2. 印刷~~
  
- 1013 システム管理
- 13.1. 権限管理
- 13.1.1. 操作権限管理
- 13.1.2. 操作権限設定
- 13.2. アクセスログ管理
- 1013.13. データ整備
- 1013.13.1. 住民記録システムとの整合性  
チェック
- 1013.13.2. 除票の経年抹消
- 1013.13.3. データ移行処理

- 第45章 様式・帳票要件
- 20.1 様式・帳票全般
- 20.1.1. 出力様式・帳票
- 20.1.2. 各項目の記載
- 20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票
- 20.2.1 印鑑登録証明書
- 20.2.2 印鑑の登録に関する照会書
- 20.2.3 印鑑登録抹消通知書
- 20.2.4 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）
- 20.3 庁内業務で使用する様式・帳票
- 20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票
- 20.3.2 世帯内印影票

- 第56章 データ要件
- 30.1 データ構造
- 30.2 文字

## 第67章 非機能要件

## 第78章 用語

### 参考

業務概要（全体図）及びシステム構成図

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（1/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
1	<p><b>管理データ項目の追加・修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮登録、本登録については、印鑑登録状態とは別での管理（審査・決裁機能として、仮登録・本登録ができることとしている）となっているため、『照会中、登録、抹消』という要件に修正している。</li> <li>旧氏については、住民記録システムの仕様書に合わせ、表現を修正する。</li> </ul>	<p><b>1.1.1 日本人住民データの管理</b>  <b>1.1.2 外国人住民データの管理</b></p> <p>【印鑑登録のその他の項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録状態（<del>仮登録</del>、照会中、<del>本登録</del>、抹消）        （中略）</li> </ul> <p><b>1.1.1 日本人住民データの管理</b></p> <p>【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】        （中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧氏（<del>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。</del>）</li> </ul>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（2/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
2	<p><b>抑止・一時停止フラグの統合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>抑止フラグと一時停止フラグは、運用の意味としては異なるが、同一の項目で管理したほうがシステム上管理しやすいと考えるため、同一項目に修正している。</li> </ul>	<p><b>1.1.1 日本人住民データの管理</b>  <b>1.1.2 外国人住民データの管理</b></p> <p>【印鑑登録のその他の項目】    （中略）    ・抑止・<u>一時停止</u>フラグ（3.1、<u>6.2.1</u>参照）  <del>一時停止フラグ（8.2.1参照）</del></p> <p><b>3.1. 異動・発行・照会抑止</b>  <b>【考え方・理由】</b>    （前略）  <u>抑止と一時停止は、運用の意味としては異なるが、同一の項目で管理したほうがシステム上管理しやすいため、同一フラグでの管理を想定している。</u></p> <p><b>6.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止</b>  <b>【考え方・理由】</b>    （中略）    その他抑止等の事由で停止したい場合と併せて、<del>において</del>は3.1（異動・<u>発行交付</u>・照会抑止）の機能（<u>抑止・一時停止フラグ</u>）を使用すること。</p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（3/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
3	<p><b>改製機能の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録原票の改製は発生するため、住民記録システムの標準仕様書と同様に、機能を追加する。</li> <li>改製で記載された年月日、改製で削除となった年月日については、他システム連携の際に通常の記載又は削除であるとの誤解を生まないよう、処理日とは別に管理する必要がある（住民記録システムと同様の扱いとする。）。</li> <li>改製の定義については、印鑑登録システムの記載として修正する。</li> </ul>	<p><b>1.1.1 日本人住民データの管理</b>  <b>1.1.2 外国人住民データの管理</b></p> <p>【印鑑登録のその他の項目】（追加項目抜粋）  <u>・改製記載年月日（改製記載の場合）</u>  <u>・改製消除年月日（改製消除の場合）</u></p> <p><b>1.1.3. 印鑑登録原票の改製</b>  <b>【実装すべき機能】</b>      印鑑登録原票は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。  <u>印鑑登録原票は、任意のタイミングで手動改製ができること。</u>  <u>改製を行った年月日を管理できること。</u></p> <p><b>1.1.6. 年月日の管理</b>  <b>【実装すべき機能】</b>      （中略）      ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）及び 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち生年月日、<u>改製記載年月日、改製消除年月日</u>については、住民記録システムとの整合性を図るため、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における 2 月 29 日）も許容するとともに、以下に規定する不詳日を許容すること。</p> <p><b>第 7 章 用語</b>  <u>改製【かいせい】・・・合併等に伴い、システムが更改され、過去の異動履歴を全て消去すること。印鑑登録システムにおける改製については、合併等に伴い、システム更改が公開され、最新の異動履歴のみが新たな印鑑登録データとして登録されることを指す。なお、このような場合においても最新の履歴以外を移記することも許容される。</u></p>



## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（4/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
4	<p><b>届出日の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出日については、住民記録システムの仕様書に合わせ、印鑑においてもエラーチェック等で利用する可能性があるため、追加する。</li> </ul>	<p><b>1.2.1. 異動履歴の管理</b></p> <p>【異動履歴管理事項に当たる項目】（追加項目抜粋）</p> <p><u>・届出日</u></p>
5	<p><b>フリガナ確認フラグの記載要否</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムの標準仕様書と同様に、法務省にて検討されている戸籍情報システムにおける氏名の読み仮名の検討に伴い、必要に応じて追記修正がある可能性について補記する。</li> </ul>	<p><b>1.1.1 日本人住民データの管理</b></p> <p>【考え方・理由】 （前略）</p> <p><u>現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、法における「氏名の読み仮名」の取扱いを決めていくこととなるので、フリガナに係る本仕様書の記載については、住民記録システム標準仕様書と同様に、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。</u></p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（5/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
6	<p><b>氏名（カタカナ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>氏名（カタカナ）について、氏名（漢字）の中にカタカナのみも含まれるため、項目を削除する。</li> </ul>	<p><b>1.1.2 外国人住民データの管理</b></p> <p>【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】        （前略）  <del>氏名（カタカナ）</del>        （中略）</p> <p>【考え方・理由】        （前略）  <u>なお、「氏名（漢字）」は「（アルファベット）」との対比で「（漢字）」と記載しているものであり、当該項目へのカタカナやひらがなによる氏名の入力も想定される。</u></p>
7	<p><b>空欄を許容しない項目の修正（氏名のカタカナ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「氏名」の中にカタカナのみであっても記載することができる取り扱いとするため、空欄を許容しない項目からは削除している。</li> </ul>	<p><b>1.1.5 空欄</b></p> <p><u>1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、以下の項目は、空欄を許容しないこと。</u></p> <p>【空欄を許容しない項目】（修正項目抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>氏名（外国人の場合は漢字・アルファベット<del>カタカナ</del>のいずれか）</li> </ul>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（6/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
8	<p><b>生年月日の表示における実装しない機能の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人住民の生年月日の西暦表示の和暦表示の機能を、住民記録システムの標準仕様書に合わせて実装しない機能として追記する。</li> </ul>	<p><b>1.1.7. 年月日の表示</b>  <b>【実装しない機能】</b>  <u>年月日（1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日を除く）を、印鑑登録証明書又は画面表示において、西暦で記載・表示（併記を含む。）すること。</u>  <u>1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日を、和暦で記載・表示（併記を含む。）すること。</u></p>
9	<p><b>異動履歴の管理機能の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異動履歴データについて、住民記録システムと同様に、印鑑登録システムでも保持するべきであるため、機能を追加する。</li> </ul>	<p><b>1.2.1 異動履歴の管理</b>  <b>【異動履歴管理事項に当たる項目】</b>  <u>・異動者（4.0.1参照）</u>      （中略）  <u>また、別途管理している操作者ID及び操作日時（8.2参照）については、異動履歴と紐づけることができること。</u>  <u>また、異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。</u>  <u>・印鑑登録証明書等に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。</u>  <u>・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。</u>  <u>・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に係わらず、全項目の内容を保持する。</u>  <u>・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近データの全項目を取得する。</u></p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（7/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
10	<p><b>異動の事由における再製の管理要否</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>印影自体がシステム管理されている以上、「再製」といった概念があり得ない（データが亡失された場合は再製不可、紙等で再登録した場合は正しくは“再製”ではない）ため、再製については削除する。</li> </ul>	<p><b>1.2.2 異動事由</b>        （前略）        異動事由は、以下のとおり区分すること。        ○登録の事由（修正項目抜粋）        ・<del>印鑑登録原票の再製</del>        （中略）        ○修正の事由（修正項目抜粋）        ・<del>印鑑登録原票の再製</del></p>
11	<p><b>交付履歴管理における機能、項目の追加・修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>帳票種別について、住民記録システムの標準仕様書に合わせて項目を追加する。</li> <li>発行番号について、印鑑登録証明書発行の場合のみ印字するため、その旨を追記する。</li> <li>コンビニで交付する印鑑登録証明書の履歴管理は必要であるため、住民記録システムの標準仕様書に合わせて機能を追加する。</li> </ul>	<p><b>1.3.6. 交付履歴の管理</b>        【実装すべき機能】        1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する証明書の交付履歴（20.2.1（印鑑登録証明書）、20.2.2（印鑑の登録に関する照会書）、印鑑登録抹消通知書（20.2.3、20.2.4））は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。        （中略）        ・<u>帳票種別</u>        ・発行番号 <u>（印鑑登録証明書発行の場合のみ）</u>        （中略）  <u>また、上記交付履歴の項目について、コンビニで交付された場合も同様に管理すること。</u></p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（8/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
12	<p>(続き)</p> <p><b>交付履歴管理における機能、項目の追加・修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交付履歴データの削除は、住民記録システムの標準仕様書に合わせて、実装しない機能として追加する。</li> </ul>	<p><b>1.3.6. 交付履歴の管理</b></p> <p><u>【実装しない機能】</u></p> <p><u>市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できること。</u></p>
13	<p><b>氏名検索機能の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録システムでも利用が想定されることから、住民記録システムの仕様書に合わせ、氏名の代替検索機能を追加する。</li> </ul>	<p><b>2.1.2. 検索文字入力</b></p> <p><u>【実装すべき機能】</u></p> <p>フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。      以下のあいまい検索ができること。</p> <p>(前略)</p> <p>・氏名 (<u>外国人住民における「氏名 (漢字)」及び「氏名 (アルファベット)」を含む<del>カタ</del></u>) <u>や氏名のフリガナ</u>等で文字列一致検索 (完全一致・部分一致) ができること。</p> <p>(中略)</p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（9/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
14	<p><b>（株）等の機能入力・検索（実装しない機能）の追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（株）や（有）等の記号は、法人名（税の宛名管理等）で用いられることはあるが、外字としてではなく、「（_株_）」や「（_有_）」という形（3文字）で対応できることから、住民記録システムの標準仕様書と合わせて、実装しない機能として追記する。</li> </ul>	<p><b>2.1.2. 検索文字入力</b>  <b>【実装しない機能】</b>  <u>（株）や（有）等の記号を入力及び検索できること。</u></p>
15	<p><b>履歴照会の機能追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>履歴照会は、印鑑においても必要であるため、住民記録システムの標準仕様書に合わせて、機能を追加する。</li> </ul>	<p><b>2.2.2. 異動履歴照会</b>  <b>【実装すべき機能】</b>          個人や世帯を特定した後に、1.2.1（異動履歴の<b>管理データ</b>）に規定する異動履歴を照会できること。  <u>1.2.1（異動履歴の管理）に規定する項目を用いて住民の異動履歴を照会できること。</u></p> <p><b>2.2.3. 交付履歴照会</b>  <b>【実装すべき機能】</b>          個人を特定した後に、1.3.6（交付履歴の管理）に規定する印鑑登録証明書の交付履歴を照会できること。  <u>なお、照会に当たっては、1.3.6（交付履歴の管理）に規定する項目から行えること。</u>          （後略）</p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（10/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
16	<p><b>異動・発行・照会抑止における抑止設定の機能等追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>抑止について住民記録システムにおける集中管理がなされ、印鑑登録システムに連携されるものとされているため、印鑑にも同様の機能が必要と想定し、追加する。</li> <li>住民記録システムの標準仕様書に合わせて「抑止・解除、又は一時解除できる権限は個別に設定できること。」と記載を修正する。</li> </ul>	<p><b>3.1. 異動・発行・照会抑止</b>  <b>【実装すべき機能】</b>        （前略）        印鑑登録システム独自で抑止が必要な場合（成年被後見人に対する抑止等）においては、異動入力、証明書発行、照会などの処理ごとに、個人単位で、抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理可（抑止なし））の開始日及び終了日設定が可能であること。<u>抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル（エラー・アラート）の設定ができること。</u>抑止・解除、又は一時解除できる権限は個別に設定できること。        （中略）        抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。<del>また、一時解除できる権限は個別に設定できること。</del>        （後略）</p>
17	<p><b>処理日管理機能（実装しない機能）の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムの標準仕様書と同様に、処理日は、処理当日のみの管理となるため、それ以外の日付入力については、実装しない機能として追加する。</li> </ul>	<p><b>4.0.2. 異動日・処理日</b>  <b>【実装しない機能】</b>  <u>処理当日以外を処理日として入力できること。</u></p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（11/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
18	<p><b>印影読込における機能追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• どの形式の画像であっても、BMP形式に可逆変換できる必要があるため、BMP形式におけるバイナリ構造を保持できる機能を追加する。</li></ul>	<p><b>4.1.5.1. 印影読込</b> 【実装すべき機能】 （前略） 読み取った印影はBMP形式又はBMP形式に可逆変換できること（例：TIFF）。 <u>いずれであっても、BMP形式におけるバイナリ構造を保持できること。</u> （後略）</p>



## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（12/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
19	<b>誤記修正機能の修正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑においても異動履歴の誤記修正も管理する必要があるため、住民記録システムの標準仕様書に合わせ、履歴の上書きについて、機能を修正する。</li> </ul>	<b>4.3.3.誤記修正</b> <b>【実装すべき機能】</b> （前略） 誤記があった場合、職権修正として、印影を除く、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目の修正ができること。異動事由は、「誤記修正」とすること。誤記があった異動の履歴は上書き修正せず、 <u>誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持するしないこと。</u>
20	<b>異動の取消し機能の追加・修正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑においても異動の取消し機能も管理する必要があるため、住民記録システムの標準仕様書に合わせ、異動前データの保持、復元する機能に修正する。</li> <li>上記に合わせて、異動事由の名称を修正する。</li> </ul>	<b>4.5. 異動の取消し</b> <b>【実装すべき機能】</b> 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の取消しができること。そのため、取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。 <u>虚偽の申請等を職権により取消し、異動前のデータを入力できること。異動前のデータを保持し、取消しによって元の状態に復元されること。</u> （中略） 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とすること。 <u>具体的には、①抹消等の異動を取り消す機能（異動取消（増））、②登録等の異動を取り消す機能（異動取消（減））、③増減を伴わない記載事項の訂正を実施する機能（異動取消（修正））、を有すること。</u> <u>取消処理については、それ自体を1つの異動処理として取り扱うこととし、「4 異動」を適用するほか、取り消された異動処理及び取消処理を、ともに異動履歴データとして保持すること。</u>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（13/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
21	<b>印鑑登録証明書交付機能の追加</b> <ul style="list-style-type: none"><li>印鑑登録証明書の発行にあたり、認証文、電子公印、発行番号、方書等が印字されるよう、住民記録システムの標準仕様書に合わせ、機能を追加する。</li></ul>	<b>6.1.1. 印鑑登録証明書交付</b> <p>【実装すべき機能】</p> <p>印鑑登録証明書の出力ができること。印鑑登録処理後、引き続き印鑑登録証明書の発行交付ができること。帳票は部数を指定して、一度に複数枚発行交付することができること。（コンビニ交付について6.8.1.7を参照のこと。）</p> <p>（中略）</p> <p><u>印鑑登録証明書には、認証文（第4章に記載のもの）、電子公印及び発行番号を出力すること。</u></p> <p><u>印鑑登録証明書の様式については、第4章に定める様式とすること。</u></p> <p><u>住所等に方書が含まれる場合は、印鑑登録証明書の交付請求において、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。</u></p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（14/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容				
22	<p><b>印鑑登録証明書発行時のチェック機能の削除・実装しない機能の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付日を遡る異動が発生した場合でも、交付済みの印鑑登録証明書の回収は制度上求められていないため、交付日のチェック機能を実装しない機能として追加する。</li> <li>・ 転出予定日を経過した場合は住民記録システムで消除され、印鑑でも該当する印鑑登録が抹消されることから、印鑑登録証明書を発行することができず、それに伴ったアラートは想定されないため削除する。</li> </ul>	<p><b>6.1.1. 印鑑登録証明書交付</b>                      【実装しない機能】                      通称のみの印鑑登録証明書を発行交付できること。                      （中略）                      異動時に、印鑑登録証明書の交付日と異動日をチェックし、交付日を遡る異動が発生した場合は、アラート等で注意喚起すること。</p> <p><b>9 エラー・アラート項目</b></p> <p>○ アラート項目一覧</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">印鑑登録証明書発行の際に登録された転出予定年月日を経過している場合</td> <td style="text-align: center;">転出予定年月日を経過していません。転出の事実がないことを確認してください。</td> <td style="text-align: center;">8.1.1</td> </tr> </table> <p><b>1.1.1 日本人住民データの管理</b></p> <p>【考え方・理由】                      転出予定日は、当該項目の入力がある際にアラートを出し、照会回答登録等を実施する場合の回答期限の案内や、転出予定日経過後に印鑑登録証明書交付依頼があった際の転出有無確認を職員に促す等の目的に使用される。</p>	11	印鑑登録証明書発行の際に登録された転出予定年月日を経過している場合	転出予定年月日を経過していません。転出の事実がないことを確認してください。	8.1.1
11	印鑑登録証明書発行の際に登録された転出予定年月日を経過している場合	転出予定年月日を経過していません。転出の事実がないことを確認してください。	8.1.1			

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（15/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
23	<p><b>発行場所印字機能（実装しない機能）の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行番号により発行場所がわかるため、住民記録システムの標準仕様書に合わせ、実装しない機能として追加する。</li> </ul>	<p><b>6.1.2. 発行番号</b>  <u>【実装しない機能】</u>  <u>発行場所を印鑑登録証明書に印字することができること。</u></p>
24	<p><b>データソースとしての参照範囲修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムの仕様書に合わせ、データソースとして参照する範囲を修正する。</li> </ul>	<p><b>8.1. EUC機能ほか</b>  <b>【データソース】</b>      （前略）      「中間標準レイアウト仕様（印鑑登録）」の「データ項目一覧表」に記載のないデータ項目であっても、1.1（登録データ）において管理し、又は2（<u>検索・照会・操作</u>）において<u>検索・照会・操作できることとしている項目</u>（例：<u>証明書の交付履歴</u>）<del>もっている項目</del>については、データソースとして参照できること。</p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（16/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
25	<p><b>アクセスログ分析機能の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録システムにおいても、ログ分析は必要であると考えられるため、住民記録システムの仕様書に合わせ、要件及び分析例（印鑑業務の実情を踏まえ、大量検索結果を除く）を追加する。</li> </ul>	<p><b>8.2.アクセスログ管理</b>  <b>【実装すべき機能】</b>  <b>&lt;ログの取得&gt;</b>      個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること）。</p> <p><u>（中略）</u>  <u>取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。</u>  <u>なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。</u></p> <p><u>&lt;ログの分析機能&gt;</u>  <u>システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル出力が作成できること（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること）。</u></p> <p><b>[分析例]</b>  <u>・深夜・休業日におけるアクセス一覧</u>  <u>・ログイン失敗一覧</u>  <u>・ID別ログイン数一覧</u>  <u>・宛名番号等から該当者の検索実行一覧</u></p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（17/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
26	<p><b>操作権限の一括メンテナンスの範囲修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムの標準仕様書に合わせて、表現を修正する。</li> </ul>	<p><b>8.3. 操作権限管理</b>  <b>【実装すべき機能】</b>        （前略）</p> <p>なお、操作権限管理については、操作権限一覧での管理及びそれらに基づく利用者別の各種制御ができること。操作権限は<del>異動処理の制御、表示・閲覧制御、利用範囲及び期間のそれぞれを</del>、バッチ処理で一括メンテナンスできること。</p>
27	<p><b>『集積回路を付したカード』の表記修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用語の分かりやすさを優先し、住民記録システムの標準仕様書に合わせ、集積回路を付したカードは、『ICカード』という表記に修正する。</li> </ul>	<p><b>8.3. 操作権限管理</b>  <b>【実装すべき機能】</b>        （前略）</p> <p>ID及びパスワードによる認証に加え、<del>集積回路を付した</del>ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。</p>
28	<p><b>ヘルプ機能の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルプ機能は、印鑑登録システムにおいても必要と想定されるため、住民記録システムの標準仕様書に合わせ、機能を追加する。</li> </ul>	<p><b>8.5. ヘルプ機能</b>  <b>【実装すべき機能】</b>  <u>システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。</u>  <u>また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等が確認できるオンラインマニュアル（画面上に表示されるマニュアル類）が提供されること。</u></p> <p><b>【実装しない機能】</b>  <u>システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有していること。</u></p>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（18/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
29	<b>帳票のPDF出力機能の追加</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>出力帳票の画面上でのチェック等、PDF出力機能は必要と想定されるため、住民記録システムの標準仕様書と合わせて、機能を追加する。</li> <li>PDFでの出力については、内部利用する帳票のみである旨を追加する。</li> </ul>	<b>8.6. 印刷</b> <b>【実装すべき機能】</b> 証明書を発行交付する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。出力部数を設定できること。帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。 <u>帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。なお、デフォルトでPDFか紙出力かを設定できることとしても可能とする。</u> <u>また、PDFでの出力については、内部利用する帳票のみ出力可能とすること。</u> （後略）
30	<b>一括出力帳票の削除</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票は、一括出力する想定ケースが少ないため、実装すべき機能から実装しなくても良い機能に変更する。</li> </ul>	<b>8.6 印刷</b> <b>【実装すべき機能】</b> （中略） 必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごと一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑の登録に関する照会書</li> <li>・印鑑登録抹消通知書</li> <li>・<del>印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票</del></li> </ul> <b>【実装しなくても良い機能】</b> 必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごと一括出力できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録確認通知書</li> <li>・<u>印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票</u></li> </ul>

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（19/22）

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容									
31	<b>エラー・アラート項目機能における、抑止対象者に係る項目追加</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムの標準仕様書に合わせ、抑止対象者に係るエラー項目、アラート項目の追加を実施する。</li> </ul>	<b>9 エラー・アラート項目</b> ○ エラー項目一覧（修正項目抜粋）									
		<table border="1"> <tr> <td>7</td> <td><u>抑止対象者を選択した場合</u></td> <td><u>抑止対象者です。選択できません。</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>抑止対象者を特定する検索をした場合</u></td> <td><u>取扱注意者の情報ですので表示できません。抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。</u></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td><u>抑止対象者について異動処理又は証明書発行処理を行う場合</u></td> <td><u>注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。</u>                      「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」</td> </tr> </table>	7	<u>抑止対象者を選択した場合</u>	<u>抑止対象者です。選択できません。</u>	8	<u>抑止対象者を特定する検索をした場合</u>	<u>取扱注意者の情報ですので表示できません。抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。</u>	9	<u>抑止対象者について異動処理又は証明書発行処理を行う場合</u>	<u>注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。</u> 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」
		7	<u>抑止対象者を選択した場合</u>	<u>抑止対象者です。選択できません。</u>							
		8	<u>抑止対象者を特定する検索をした場合</u>	<u>取扱注意者の情報ですので表示できません。抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。</u>							
		9	<u>抑止対象者について異動処理又は証明書発行処理を行う場合</u>	<u>注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。</u> 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」							
		○ アラート項目一覧（修正項目抜粋）									
		<table border="1"> <tr> <td>6</td> <td><u>抑止対象者を選択した場合</u></td> <td><u>抑止対象者です。</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>抑止対象者を特定する検索をした場合</u></td> <td><u>取扱注意者の情報を表示しようとしています。ご注意ください。</u>  <u>抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合</u></td> <td><u>注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。</u>                      「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」</td> </tr> </table>	6	<u>抑止対象者を選択した場合</u>	<u>抑止対象者です。</u>	7	<u>抑止対象者を特定する検索をした場合</u>	<u>取扱注意者の情報を表示しようとしています。ご注意ください。</u> <u>抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。</u>	8	<u>抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合</u>	<u>注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。</u> 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」
6	<u>抑止対象者を選択した場合</u>	<u>抑止対象者です。</u>									
7	<u>抑止対象者を特定する検索をした場合</u>	<u>取扱注意者の情報を表示しようとしています。ご注意ください。</u> <u>抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。</u>									
8	<u>抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合</u>	<u>注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。</u> 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」									



## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（20/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容															
32	<p>エラー・アラート項目機能の追加・修正・削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エラー・アラートへの対応について、住民記録システムの標準仕様書に合わせ、機能の追加及び表現の修正を実施する。</li> </ul>	<p><b>9 エラー・アラート項目</b>  <b>【実装すべき機能】</b>          （前略）  <u>エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。</u></p> <p>○ エラー項目一覧（修正項目抜粋）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>2</u></td> <td> <p>生年月日以外で、<u>曆上日</u>以外の年月日が指定された場合</p> <p>曆上日以外への入力が入力許容されていない項目で、<u>曆上日</u>以外が規定された場合</p> </td> <td>入力された日付が正しくありません。</td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td>異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合</td> <td><u>〇〇が入力されていません。</u></td> </tr> <tr> <td><u>107</u></td> <td>支援対象者の印鑑登録証明書を<u>発行する交付しようとした</u>場合</td> <td>支援対象者です。<u>発行交付</u>する場合は支援措置責任者によるエラー解除が必要です。</td> </tr> <tr> <td><u>11</u></td> <td>異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合</td> <td><u>該当者が選択されていません。</u></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td><u>届出に基づく異動等について、届出日又は、申請の日付</u>が処理日より未来の日付の場合</td> <td>選択範囲が閾値を超えているため登録できません。届出日、申請日が未来の日付です。</td> </tr> </tbody> </table>	<u>2</u>	<p>生年月日以外で、<u>曆上日</u>以外の年月日が指定された場合</p> <p>曆上日以外への入力が入力許容されていない項目で、<u>曆上日</u>以外が規定された場合</p>	入力された日付が正しくありません。	<u>5</u>	異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合	<u>〇〇が入力されていません。</u>	<u>107</u>	支援対象者の印鑑登録証明書を <u>発行する交付しようとした</u> 場合	支援対象者です。 <u>発行交付</u> する場合は支援措置責任者によるエラー解除が必要です。	<u>11</u>	異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合	<u>該当者が選択されていません。</u>	13	<u>届出に基づく異動等について、届出日又は、申請の日付</u> が処理日より未来の日付の場合	選択範囲が閾値を超えているため登録できません。届出日、申請日が未来の日付です。
<u>2</u>	<p>生年月日以外で、<u>曆上日</u>以外の年月日が指定された場合</p> <p>曆上日以外への入力が入力許容されていない項目で、<u>曆上日</u>以外が規定された場合</p>	入力された日付が正しくありません。															
<u>5</u>	異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合	<u>〇〇が入力されていません。</u>															
<u>107</u>	支援対象者の印鑑登録証明書を <u>発行する交付しようとした</u> 場合	支援対象者です。 <u>発行交付</u> する場合は支援措置責任者によるエラー解除が必要です。															
<u>11</u>	異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合	<u>該当者が選択されていません。</u>															
13	<u>届出に基づく異動等について、届出日又は、申請の日付</u> が処理日より未来の日付の場合	選択範囲が閾値を超えているため登録できません。届出日、申請日が未来の日付です。															

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（21/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

### 印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容															
33	<p>(続き)                      エラー・アラート項目機能の追加・修正・削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定した登録番号が存在しない旨の単純な結果を表示することはエラー・アラートではないため、エラー項目から削除する。</li> <li>指定した印鑑に印鑑登録証明書交付履歴が存在しない場合については、論理的に成立し得ないその他の抑止すべき入力に値しないため、特に問題がある状況ではなく、エラー項目からは削除する。</li> <li>検索入力時に、指定した対象者等がない場合については、検索結果の表示でしかないので、エラー・アラート項目からは削除する。</li> </ul>	<p><b>9 エラー・アラート項目</b>                      【実装すべき機能】</p> <p>○ エラー項目一覧（修正項目抜粋）</p> <table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合</td> <td>指定した登録番号での登録はありません。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>指定した印鑑に印鑑登録証明書交付履歴が存在しない場合</td> <td>対象の印鑑には印鑑登録証明書交付履歴がありません。</td> </tr> </table> <p>○ アラート項目一覧（修正項目抜粋）</p> <table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>検索入力の際に、指定した個人が存在しなかった場合</td> <td>処理対象者が存在しません。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が存在しなかった場合</td> <td>処理対象者の印鑑の登録は存在しません。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>検索入力の際に、指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合</td> <td>指定した登録番号では登録がありません。</td> </tr> </table>	5	指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合	指定した登録番号での登録はありません。	17	指定した印鑑に印鑑登録証明書交付履歴が存在しない場合	対象の印鑑には印鑑登録証明書交付履歴がありません。	5	検索入力の際に、指定した個人が存在しなかった場合	処理対象者が存在しません。	6	検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が存在しなかった場合	処理対象者の印鑑の登録は存在しません。	7	検索入力の際に、指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合	指定した登録番号では登録がありません。
5	指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合	指定した登録番号での登録はありません。															
17	指定した印鑑に印鑑登録証明書交付履歴が存在しない場合	対象の印鑑には印鑑登録証明書交付履歴がありません。															
5	検索入力の際に、指定した個人が存在しなかった場合	処理対象者が存在しません。															
6	検索入力の際に、指定した個人の印鑑の登録が存在しなかった場合	処理対象者の印鑑の登録は存在しません。															
7	検索入力の際に、指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合	指定した登録番号では登録がありません。															

## 2. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（22/22）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容									
34	<p>(続き)            エラー・アラート項目機能の追加・修正・削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エラー・アラートへの対応について、住民記録システムの標準仕様書に合わせ、機能の追加及び表現の修正を実施する。</li> <li>住民記録システムの標準仕様書に合わせ、文字溢れに関するメッセージ例を追加する。</li> </ul>	<p><b>9 エラー・アラート項目</b>  <b>【実装すべき機能】</b>            ○ アラート項目一覧（修正項目抜粋）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>9</td> <td><u>いずれの項目も変更がされていない場合</u></td> <td><u>入力前と変更がありません。</u></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td><u>入力した異動日よりも新しい異動日で他の異動処理が行われている場合</u></td> <td><u>入力よりも新しい異動があります。確認してください。</u></td> </tr> <tr> <td><del>13</del>2</td> <td><u>システムから出力される印鑑登録証明書の出力項目に赤字するデータに文字溢れが発生した場合又は未登録外字が含まれる場合</u></td> <td><u>文字溢れが発生しています。</u>            印鑑登録証明書に未登録外字が含まれています。確認してください。</td> </tr> </tbody> </table>	9	<u>いずれの項目も変更がされていない場合</u>	<u>入力前と変更がありません。</u>	10	<u>入力した異動日よりも新しい異動日で他の異動処理が行われている場合</u>	<u>入力よりも新しい異動があります。確認してください。</u>	<del>13</del> 2	<u>システムから出力される印鑑登録証明書の出力項目に赤字するデータに文字溢れが発生した場合又は未登録外字が含まれる場合</u>	<u>文字溢れが発生しています。</u> 印鑑登録証明書に未登録外字が含まれています。確認してください。
9	<u>いずれの項目も変更がされていない場合</u>	<u>入力前と変更がありません。</u>									
10	<u>入力した異動日よりも新しい異動日で他の異動処理が行われている場合</u>	<u>入力よりも新しい異動があります。確認してください。</u>									
<del>13</del> 2	<u>システムから出力される印鑑登録証明書の出力項目に赤字するデータに文字溢れが発生した場合又は未登録外字が含まれる場合</u>	<u>文字溢れが発生しています。</u> 印鑑登録証明書に未登録外字が含まれています。確認してください。									